

# 令和8年度山都町奨学生募集要項

山都町は、向学心に富み有能な素質を有する学生又は生徒で、経済的理由により就学困難な人に対し、資金の貸与をもって就学を援助し、将来社会に貢献し得る人物を育成することを目的として、山都町奨学生金貸与条例を制定しています。

奨学生は、奨学生金の貸与を志望する人の中から選考のうえ採用されます。

## 1 奨学生の心得

奨学生は、山都町奨学生金貸与条例及び山都町奨学生金貸与条例施行規則を守り、学校の指示に従うとともに、奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、学業成績が不振であったり、学校内外の規律を乱すなど、奨学生として適当でないと認められたときは、資金の交付を中止することがあります。

また、家計が好転したときは、奨学生金を辞退してもらうことがあります。

## 2 申請の資格

申請の資格は、高校・高等専門学校・大学・専修学校(専門課程)等に在学し、次の各項に該当する人とします。

- (1) 山都町内に住居を有する者の子弟であること。
- (2) 学校教育法による大学・高等専門学校・高等学校・専修学校(専門課程)等に在学していて奨学生の貸与が必要であると認められること。
- (3) 貸与した奨学生金の償還が確実であると認められる人であること。

## 3 貸与月額

区分	貸与月額
大学又は大学院等に在学する者	25,000円以内
高等学校等に在学する者	15,000円以内

## 4 貸与期間

令和8年4月から、在学する学校の正規修業年限の終期までとする。

## 5 申請の手続き

次の書類を添えて山都町教育委員会に提出してください。申請の受付は新年度になってから行います。

- (1) 奨学生申請書(別記様式第1号)
- (2) 保証書(別記様式第2号)
- (3) 在学証明書(在籍する学校から取得してください) ※4月1日以降発行のもの
- (4) 令和7年度課税台帳記載事項証明書(世帯分)

## 6 保証書(別記様式第2号)の記入上の注意

保証人は奨学生と連帶して債務を負担するもので、生計の主たる維持者を立ててください。

## **7 申請書締切日**

山都町教育委員会への申請書締切日 令和8年4月30日(木)(厳守のこと)

## **8 選考**

山都町教育委員会では、申請書等の資料をもとにして、採用を決定いたします。

## **9 採用可否決定の時期と通知方法**

- (1)採用決定の通知時期は、山都町教育委員会での申請書締切後約ひと月後に行います。
- (2)採用決定の可否は本人に通知します。
- (3)要件を満たしていても、税金等の滞納がある場合、見合わせることがあります。

## **10 採用になった人は**

採用が決定された場合は、山都町教育委員会から通知します。同封した誓約書等を指定された期日までに山都町教育委員会に提出してください。

## **11 返還の義務**

山都町奨学金は貸与であり、償還金が再び奨学金となり、後輩に貸与されますので規定に従って必ず償還しなければなりません。(償還義務以外の付帯義務はいっさいなく、卒業後の就職・進学・その他についてもなんら制約はありません。)

## **12 その他の注意**

書類不備とならないように、この募集要項をよく読んでください。なお不明又は疑問のある場合は、下記までお問い合わせください。

山都町教育委員会 学校教育課

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町6 TEL 0967-72-0443 FAX 0967-72-1081